

税務キャッチ・アップ

相続税関係

死因贈与の法務・税務の取扱い

1はじめに

自筆証書遺言保管制度の創設により遺言書の活用が広まって いるが、未だ形式要件において 作成のハードルは高い。そこで、 遺贈に代わる方法として、死因 贈与について検討したい。

2事例

私の死亡後は、同居の長男に 自宅を渡したいと考えています。 遺言以外の方法として死因贈与 という方法があるようですが、 作成方法や税負担などにどのような違いがあるのでしょうか。

3死因贈与の意義

死因贈与とは、贈与者の死亡 によって効力を生ずる贈与をい う。死因贈与と遺贈は、共に無 償で財産を供与する行為であり、 かつ、死亡によって効力が発生 するという点で共通しているた め、「その性質に反しない限り、 遺贈に関する規定を準用する」と されている（民法554）。

一方で、契約である死因贈与 と単独行為である遺贈ではその 性質に違いがあることから、次の 規定は死因贈与に準用されな い。

- ・遺言能力（民法961～962）
- ・遺言の方式（民法967～984）
- ・遺贈の放棄（民法986）
- ・遺言書の検認（民法1004）

死因贈与の方式に関しては、 通常の贈与の規定が適用される。 ゆえに、方式について遺言のよ うな厳格な定めはなく、贈与者 と受贈者の双方の合意により成

立することから、書面に限らず 口頭での合意であっても死因贈 与契約は成立することとなる。

4死因贈与契約の解除

(1)贈与者側

遺贈の撤回の規定（民法1022） が死因贈与に準用されるかにつ いて、判例においては、その方 式に関する部分を除いて準用さ れるとして、遺贈と同様、贈与 者の最終意思を尊重し、基本的 に贈与者による死因贈与の取消 を認めている。（最判昭47.5.25）

(2)受贈者側

死因贈与は契約であることか ら、契約当事者の一方により解 除することはできない。（(1)及び 書面によらない贈与で履行の 終わった部分を除く。）また、 遺贈の放棄の規定は準用されな いことから、贈与者の生前に合 意解除する場合を除き、受贈者 側が一方的に死因贈与契約の解 除、放棄はすることができない。

5相続税の取扱い

相続税法では、「相続又は遺 贈（贈与をした者の死亡により 効力を生ずる贈与を含む。以下 同じ。）」（相法1の3）とされ ており、死因贈与と遺贈は同様 に取り扱われている。小規模宅 地等の特例についても、要件を 満たしていれば適用できる。

6登録免許税・不動産取 得税

死因贈与契約が遺贈と同様に 扱われるのは、相続税法におい てのみであり、登録免許税・不

動産取得税の課税においては、 贈与を原因とした取得とされ、 次の割合の税率が課される。

(1)登録免許税…1000分の20

（登法別表第一1(2)イハ）

(2)不動産取得税…100分の4

土地・住宅の軽減

……………100分の3

（地方税法73条の7，15）

7事例の場合

上記を2の事例に当てはめる と、相続税の計算においては死 因贈与と遺贈で変わることはな い。しかし、相続人に対する登 録免許税及び不動産取得税の課 税については、死因贈与と遺贈 では、次のように大きく異なる。

(1)死因贈与の場合

登録免許税：1000分の20

不動産取得税：100分の4

(2)遺贈の場合

登録免許税：1000分の4(3)

不動産取得税：非課税

8おわりに

死因贈与は、契約書作成時に 受贈者の合意が必要であるため、 受贈者に対し特定の財産を渡す ことを生前に約することができる 点、また、作成も比較的容易 である点でメリットがある。し かし、相続人に対して不動産を 渡すような場合には、税負担の 違いが大きくなることにも留意 が必要である。

（右山研究グループ
税理士 田中 由美）